

令和5年度宇治市介護保険事業特別会計

補正予算（第2号）

令和5年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257,245千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,259,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
8.繰越金		298,738	257,245	555,983
	1.繰越金	298,738	257,245	555,983
歳入合計		18,002,038	257,245	18,259,283

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
4.基金積立金		6,850	257,245	264,095
	1.基金積立金	6,850	257,245	264,095
歳出合計		18,002,038	257,245	18,259,283

令和5年度宇治市公共下水道事業会計

補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度宇治市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条中、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業収益	5,772,445千円	△20,000千円	5,752,445千円
第2項 営業外収益	2,534,590千円	△20,000千円	2,514,590千円

支出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	5,676,612千円	△20,000千円	5,656,612千円
第1項 営業費用	5,065,746千円	△20,000千円	5,045,746千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,732,751千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額169,120千円、過年度分損益勘定留保資金118,634千円及び当年度分損益勘定留保資金1,444,997千円で補てんするものとする。）。

収入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	3,829,328千円	216,000千円	4,045,328千円

第1項 企業債	2,146,700千円	128,500千円	2,275,200千円
第2項 国庫補助金	745,900千円	102,500千円	848,400千円
第3項 他会計出資金	707,292千円	△15,000千円	692,292千円

支出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	5,547,079千円	231,000千円	5,778,079千円
第1項 建設改良費	3,147,876千円	231,000千円	3,378,876千円

（債務負担行為の補正）

第4条 予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

1. 追加 (単位 千円)

事項	期間	限度額
公共下水道処理場改築修繕事業（その3）	自令和5年度 至令和7年度	584,600

（企業債の補正）

第5条 予算第6条中、起債の限度額を次のとおり補正する。起債の限度額「2,146,700千円」を「2,275,200千円」に改める。

（他会計からの補助金）

第6条 予算第10条中、「1,068,586千円」を「1,048,586千円」に改める。

## 宇治市告示第48号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の1第1号の規定により告示します。

令和6年4月19日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26909 00549	定期巡回のクローバー 京都市伏見区醍醐西大路町55番地ヴィラ・ウエスト101号	24時間安心在宅介護のクローバー合同会社	令和5年12月8日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

## 訓令甲

## 宇治市訓令甲第1号

宇治市業者選定委員会設置規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市業者選定委員会設置規程の一部を改正する規程

宇治市業者選定委員会設置規程（平成6年宇治市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、第8号」を「、第6号から第8号まで」に、「、第14号及び第17号」を「及び第14号」に改め、同条第3項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とする。

第5条第3項中第5号から第12号までを削り、第13号を第5号とする。

第6条第2項中「、第5号」を「及び第5号」に改め、「及び第15号から第17号まで」を削る。

第7条第3項中第8号から第10号までを削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

## 宇治市訓令甲第2号

宇治市事務決裁規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市事務決裁規程の一部を改正する規程

宇治市事務決裁規程（昭和58年宇治市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第22号中「主査を」を「主査、専門員及び副主査並びに保育所条例施行規則第3条第2項に規定する専門員及び副主査を」に改める。

別表第2福祉こども部こども福祉課に関する事項の項第5号を次のように改める。

(5) 児童虐待に関すること。					
ア 特に重要なもの		○			
イ 重要なもの			○		
ウ 比較的重要なもの				○	

別表第2福祉こども部こども福祉課に関する事項の項第11号を次のように改める。

(11) こども家庭相談に関すること。					
---------------------	--	--	--	--	--

ア 特に重要なもの		○			
イ 重要なもの			○		
ウ 比較的重要なもの				○	
エ 軽易なもの					○

別表第2都市整備部建築指導課に関する事項の項第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「承認」を「認定」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同項第17号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同項第16号とし、第18号を第17号とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

## 宇治市訓令甲第3号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(宇治市職員の職務名に関する規程の一部改正)

第1条 宇治市職員の職務名に関する規程（昭和44年宇治市訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第32号を第34号とし、第25号から第31号までを2号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の2号を加える。

(25) 専門員

(26) 副主査

(宇治市請負工事検査規程の一部改正)

第2条 宇治市請負工事検査規程（昭和60年宇治市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 主査 宇治市事務分掌規則（昭和58年宇治市規則第7号）第4条第2項に規定する主査、専門員及び副主査をいう。

(特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部改正)

第3条 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程（平成17年宇治市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 を

市民協働推進課主幹	(1) 市民相談に関すること。 (2) 消費生活等に関すること。
-----------	-------------------------------------

市民課主幹	戸籍に関すること。
-------	-----------

」

「 に、

管財課主幹	庁舎等市有財産に関すること。
市民協働推進課主幹	(1) 市民相談に関すること。 (2) 消費生活等に関すること。

を

こども福祉課主幹	こども家庭相談に関すること。
長寿生きがい課主幹	地域包括ケア推進に関すること。
長寿生きがい課主幹	介護予防の推進に関すること。
健康づくり推進課主幹	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関すること。
健康づくり推進課主幹	

に、

こども福祉課主幹	こども家庭相談に関すること。
こども福祉課主幹	こども家庭センターに関すること。
保健推進課主幹	
保健推進課主幹	母子保健に関すること。
長寿生きがい課主幹	介護予防の推進に関すること。
健康づくり推進課主幹	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関すること。

を

建設総務課主幹	道路等の境界明示に関すること。
維持課主幹	道路に係る一般土木維持修繕工事に関すること。

に、

維持課主幹	道路に係る一般土木維持修繕工事に関すること。
-------	------------------------

「ウトロ地区住環境改善事業」を「善法・東山地区住環境改善事業」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(掲示済)

公 告

宇治市公告第11号

西宇治中学校施設長寿命化改修工事（その2）に係る条件付一般競争入札について

西宇治中学校施設長寿命化改修工事（その2）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

(5) 工事期間 契約日から令和7年1月31日まで 254日間

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

## ② 配布期間

令和6年3月29日 午前9時から

令和6年4月4日 午後2時まで

## ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

## (2) 確認申請書の提出

### ① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

### ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

### ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和6年3月29日 午前9時から

令和6年4月4日 午後2時まで

## (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和6年4月16日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。なお、指名業者については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

## (4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

## 5 設計図書の配布

### (1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

### (2) 配布期間

令和6年3月29日 午前9時から

令和6年5月8日 午後2時まで

## 6 設計図書類に関する質疑回答

### (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

### (2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

### (3) 質疑の受付期間

令和6年3月29日 午前9時から

令和6年4月17日 正午まで

### (4) 回答

回答については、令和6年4月23日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

令和6年5月7日 午前9時から午後6時まで

令和6年5月8日 午前9時から午後2時まで

### (2) 予定価格の公表

令和6年5月8日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

### (3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和6年5月10日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

### (4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

### (5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和6年5月13日 午前10時

予定価格に関する質疑がある時 令和6年5月16日 午前10時

## 8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

## 9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

### 10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

### 11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

### 12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ $\alpha$  値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ $\alpha$  値）については公表しない。

### 13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

### 14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課  
郵便番号 611-8501  
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地  
電話番号 0774-20-8716  
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第12号

東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その2）に係る条件付一般競争入札について

東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その2）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 東宇治中学校施設長寿命化改修工事（その2）

(2) 工事場所 宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 鉄筋コンクリート造4階建てほか
- ・延床面積 10,014.15㎡

○工事概要

- ・長寿命化改修工事 一式

外壁改修工事

防水改修工事

内装改修工事

建具改修工事

塗装改修工事

- ・上記に伴う機械設備工事 一式
- ・上記に伴う電気設備工事 一式
- ・上記に伴う撤去・処分 一式

(4) 工 種 建築一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和7年2月14日まで 218日間

(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。